

第 3 期スポーツ基本計画（中間報告）等に関する主な意見の概要

※以下記載のなかで引用されている項目番号やページ番号は、中間報告におけるもの

◆はじめに

- ポストコロナを念頭において、東京 2020 のレガシーを後世にしっかりと繋げていくためにも、第 3 期スポーツ基本計画の 5 年間はきわめて重要。そのためにも、目標達成のための具体的な活動計画が求められる。地域特性や現場のニーズに応じたスポーツ施策の展開に向けて、第 3 期スポーツ基本計画が、各地の地方スポーツ推進計画の策定を後押しし、産・官・学・住民など地域の様々なステークホルダーの連携を促進するものとなることを期待する。
- 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、多くのスポーツ活動が中止、延期等を余儀なくされ、この 2 年間、全ての世代においてスポーツに親しむ機会が減少した。この結果、体力の低下をはじめとする身体的健康のみならず、他者とのコミュニケーション不足による精神的健康、そして社会的健康も脅かされるなど、コロナ禍による健康二次被害の影響が顕在化している。一方で、2021 年夏の東京 2020 大会では、世界中から集まったトップアスリートにより繰り広げられた熱戦が、国内外の観戦者に大きな活力と勇気を与え、改めてスポーツの持つ力、価値が再認識される機会となった。
- 東京 2020 のレガシーの継承にあたり、これまでスポーツマイノリティに置かれてきた人々を含む、あらゆる人が運動・スポーツを自由に、自発的に楽しむことができる機会の創出とその環境整備を加速させることが必要である。なかでも民間スポーツ施設は、地域スポーツの充実化において重要な地域資源であり、健康だけでなく、スポーツ産業の活性化にもあわせて取り組むことが不可欠である。これまでのスポーツ推進は主に行政等の「公」と市民団体等の「共」によって担われてきたが、「公」と「共」のみに依存するスポーツ推進は頭打ちの状況にあるといえる。今後、働き盛り世代のスポーツ実施率の低さや労働力人口の高齢化等を考えると民間事業に関わる「民」の活力の利活用が欠かせない。
- 「人生 100 年時代」という「超高齢社会」が到来するなか、高齢者における健康な身体と体力の確保が望まれ、それには子供時代から身近にスポーツや運動を生活習慣に取り入れられる環境が必要。超高齢社会における Sport in Life の理念の下では、とくに義務教育における体育の活用はスポーツ習慣の動機づけに絶好の機会となる。
- ラグビーワールドカップ 2019 の記載は「感動を与えた」といった主観的な側面が強い表現等は検討すべき。

◆第 1 章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

- 第 2 期計画の総括的な評価については、政策目標・施策目標に対する結果として具体的な数値等を示して行うべき。また、定量的な調査結果に基づくだけでなく、関係機関等への課題等の聞き取りが必要。

- P.8～P.9の「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要があるか」という基本的な問いに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。」の部分については、変更すべき点はないが、ここで言う「国」が「国民」であるのか否か、またここでの「スポーツ」は「現代社会・日本におけるスポーツ」という理解でよいのか確認したい。
- 「スポーツ文化」の概説をもう少し充実させて伝えていくべきではないか。
- P.9～P.10においては、誰もがスポーツの楽しさを求めるといった遊戯の要素を強調すべきではないか。
- 「スポーツをささえる」にあたっては、今後は「スポーツが皆に愛され、スポーツが人々を支える」という視点が求められるのではないか。
- 「スポーツをささえる」という観点からは、「伴走者」だけでなく、「介助者」や「競技アシスタント」等についても言及があった方がよい。
- 「スポーツをささえる」という観点からは、アンチ・ドーピング機関やスポーツ紛争解決機関等の存在は欠かせず、その活動について追記すべきではないか。
- スポーツの「する」「みる」「ささえる」は多面的で、その内訳も多様。内訳毎に対象者や重要度が異なり、それに応じた対応が必要。
- P.10の「Well-being」の注釈をもう少し明確なものとするべきではないか。
- 第3期計画では「スポーツ文化」を広く健康に利するものとして医・科学的に捉え、国民の期待に応えることを骨子とすべき。子供の時の「楽しさ」や「喜び」の体験が生涯スポーツの動機付けにつながると思われ、東京大会のレガシーとして強調すべき。
- 東京大会の開催可否について様々な国民的議論があったが、その背景の一つには「スポーツの価値」の理解がその議論に堪えられるレベルまで深まっていなかった点にあり、「スポーツの価値」についてはより明確に掘り下げて伝えていくべき。
- P.12の「我が国のスポーツ界がより発展」の「スポーツ界」という表現は限定的であるため再検討すべき。
- スポーツ基本法に則り、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを国民に強く表示されることが望ましい。

◆第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

- スポーツ行政が「未来」に貢献しようということを、科学的な根拠をもとに主張すべき。
- 「3つの新たな視点」については、その視点の記載の順序によって視点の重要性の優劣を表しているような捉え方をされないような取扱いを慎重にすべき。
- P.14の「これら三つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある」という考え方はとても良い。他方、「する」「みる」「ささえる」と3つの新たな視点との関係性を、分かりやすく示してもらえるとありがたい。

- 「新たな視点」の視点②については、「仲間の大切さ」についてより全面に出して伝えてほしい。また、P.16の「機運を醸成することが、今後より重要になると考える。」については「機運を醸成」は遠回しな表現であるため、再検討してほしい。
- 「新たな視点」として、視点③の「誰もがアクセスできる」が組み込まれたことは大変意義があることであるが、経済的負担のかからないスポーツの推進についてより重要視して検討してほしい。
- 「誰もがアクセスできる」という視点については、ライフステージに応じてスポーツから仮に離れてしまうことがあっても、いつでも再開できる環境や状況を作ることが重要であるとする。

◆第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- 東京大会のスポーツ・レガシーとしては、イギリスなど諸外国のオリンピック・パラリンピック後の政策の変化も参考にし、我が国独自の一般市民の健康に資するスポーツ行政の出発点とするようなパラダイムシフトを掲げるべきではないか。
- (3)については、「スポーツにおける共生社会の価値の実感」をいかに、「社会の共生社会の実現」につながるのかの方向性を置くことが必要。
- (4)の「東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心」については、東京大会が契機となって仮に関心が高まっても、一時的なもので継続した関心となり得たものとなっているかが疑問。
- (4)において、東京大会で高まった関心・注目を利用して地方創生・まちづくりにつなげていくと記載されているが、一過性のブームとならないよう、できる限り早く施設の充実やシステムの構築に努めて、オリンピック・パラリンピックの好循環を作るべき。
- (6)については、アスリートのメンタルヘルスに関わるものは「誹謗中傷」以外にもある。主にパフォーマンス向上を目的としたメンタルトレーニングに加え、心理士の資格を持つ者による心理療法・カウンセリングなども必要。
- 第3章の施策は計画の主体者があいまいであるため、実効性を持たせるよう明確に示すべき。
- 東京大会については、プラスの影響のみではなく、開催に向けて様々な声があったことを踏まえた記載とすべき。

◆第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

- 第4章で掲げる具体的な施策は今後の地域スポーツ振興にとっても重要な提案であり、これを実現するより下から積み上げていく具体的な施策を、スポーツ庁等が率先して進めてほしい。
- 「運動・レクリエーション」について、スポーツ基本法では「スポーツ・レクリエーション」

ン」と表記しているため、「スポーツ・レクリエーション」の方が適切ではないか。

- P.22 の「つくる／はぐくむ」という新たな視点はとても大切。スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等を踏まえて、スポーツを楽しめるものにしていくためには、「楽しい」とはどういうことなのか、どのような要素があるのかを考え、本質を学ぶことや対象に合わせてアレンジをしていく具体的な視点が必要。
- P.22 の（１）については、子供の時からの健康投資と運動習慣の動機付けにあたっては、「体育嫌い」を生む素地について分析が必要。
- P.22 の（１）については、障害児への体育授業を実施するにあたっては指導内容の工夫だけでは不十分であり、指導スタッフの体制整備等の工夫等について記載できないか。
- P.22 の（２）については、「自主性・自立性を養う」のは「アスリート」に限るのは限定的すぎるため、スポーツを愛好する人々等も対象に含めて記載すべき。また、生涯を通じてスポーツに親しむ習慣づくりへの理解と素養のある指導者の育成にも言及すべき。
- P.23 の（１）については、「共生社会の実現や連携協力」にあたって、レクリエーションの力が重要ではないか。
- P.24 の（２）については、経営的知識をこれまで育んできた団体のみ焦点を当てるのではなく、経営的知識・支援が必要とされる団体を取り上げることが重要であり、その実態把握等も含めて対応すべき。
- P.24 の（２）については、「福祉関係部局やまちづくり部局等の他部局との連携・協体制度」を構築するための具体策を示していただきたい。
- P.25 の（１）の「総合型地域スポーツクラブ」の定義を明確にしてほしい。また、総合型地域スポーツクラブの量的充実を具体的施策として数値目標の設定をすべき。
- P.25 の（１）の「場づくり」については「場の確保」だけでなく「場の質の確保」も行う必要がある。
- P.25 の（１）については、子供が自由に運動・スポーツ、運動遊びができる施設・場所が少なく、運動がしたくでもできない現状があるため、他省庁との協力のもと、公共空間を運動に適した環境に変えていくことを進める施策を検討すべき。
- 政策を実施する上では、これまでのやり方を参考にしながらも既存の運営・実施にとらわれないことが重要。

◆第5章（１）多様な主体におけるスポーツの機会創出

- P.26 の「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続」は取り組みやすい良い目標である。
- P.26 の「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続」は現実的でなく、大学施設の開放や企業でスポーツをする時間をつくる必要がある。
- スポーツ実施率と同時に、スポーツ活動の質的充実を図っていく方が趣旨にかなうのではないか。

- スポーツ実施率については、一律に設定するのではなく、スポーツ種目毎や、性別・年代ごとにそれぞれ設け、そのうえで個別の具体的施策の策定をすべきではないか。
- スポーツ実施率の調査等にあって、その調査方法等について固定することが必要。年によって調査方法が異なると、施策の効果や現状等の評価が困難。
- 「スポーツ」と「運動」という用語の整理をすべきではないか。
- 運動・スポーツの効果等に関する健康知識の普及・啓発の対応をすべき。
- 「多様な主体におけるスポーツの機会の創出」には、地域におけるスポーツ施策をイノベーションでできる人材の育成が必要。
- P.27 の子供たちへのスポーツの普及については、地域のプロチームがより従事することが必要。また、総合型地域スポーツクラブや学校施設の有効活用等の地域のスポーツ環境の整備が必要。
- 学校開放のルールの見直しを図ることで、スポーツ機会の充実に取り組んでほしい。
- 子供の体力等に係る調査のデータを、学术界等と連携・協力して多面的に分析をしていくことを検討してはどうか。
- P.28～P.29 に、「家庭の経済的事情等によらないスポーツ機会の充実」を追加できないか。
- 児童生徒の障害の程度・種類によって、体育の授業で行う支援は異なるため、どのような障害を持った児童生徒が体育の授業から疎外されているのか詳細な実態把握をすべき。
- 子供の数が減少している現状や、子供の時から専門種目を絞るということの是非等も踏まえながら、部活動指導の在り方について、大会の参加資格、指導者の外部活用・教職員の兼業の可能性も含む人員確保策、学校内での部活動指導の在り方、都市部と地方の環境の格差など、様々な角度で分析し、方針を立てるべき。
- 部活動改革では、顧問をやりたくない教員ばかりが注目されているが、部活動指導をやりたいのにできない教員が多く存在することにも注目すべきでは。また、意思決定への子供の参画を組み込むべきではないか。
- 部活動改革には様々な意見が見られるため、地方公共団体の事情・意向等を踏まえ、各種の事例を積極的に収集・集約し、そのうえでモデル構築等を検討・実施していく作業を進めていくような作業が必要があるのではないか。
- 教員の負担軽減の観点からも「休日部活動の段階的地域移行」については早く進めてほしい。
- スポーツに係る子供たちの環境を考えると、活動費用が少ない学校環境に比べて、社会体育への参画費用は大きいと、運動に親しみ、自主的・自発的な活動ができる楽しい中学校の部活動ができる環境を整えることが最優先ではないか。
- 休日の部活動の運営主体の地域への移行に向けては、学校・地域の取組の現状と問題点の実態把握も必要ではないか。
- P.30 の具体的施策アの「教員研修」については、これまでの研修と何が異なるのかを

明確にしないと変化がないのではないか。

- P.30 の日常的な運動習慣の減少については、大学等においてその実態と原因を把握し、具体的な方策を講じる必要がある。
- P.30 の具体的施策ウのアスリートのセカンドキャリアとしての小学校体育専科教員の配置促進については、教育における体育に求められる専門性とアスリートが保有する専門性がどの程度汎用性があるのかを調査研究していくべき。
- 義務教育のなかで「体育嫌い」「スポーツ嫌い」となるような学校体育が行われないうり取り組むべき。
- 中学校までのスポーツ環境の改革の記載が多く、高等学校が念頭に置かれていないのではないか。
- 幼児期の運動・スポーツに関する実施状況に関するデータが少ないため、地方公共団体や教育機関と連携し、詳細な現状の把握が必要。
- 子供の保護者とどのように向き合うかを考えていく必要がある。
- 「運動」「スポーツ」というキーワードがでると苦手意識が出ることもあるため、子供には「あそび」にもっと焦点を置いた施策が必要ではないか。また、「レクリエーション活動」の重要性をより追記してほしい。
- ライフステージに合わせてそれぞれの目標を設定している点は非常に良い試みである。他方、目標となる数値が高すぎるように感じ、もう少し現実的な値を目指した方が達成できるのではないか。
- P.31 においては「女性の指導者」について追記すべきではないか。
- 女性の家事・育児の負担が多すぎるため、その社会構造が変わらなければ、女性のスポーツ活動が増えることはないのではないか。
- 過去の女性のスポーツ施策に係る取組の活動の効果等の検証をしないと、第3期計画において何をすべきかが明確にならないのではないか。
- 障害者のスポーツ機会を保障するよう指導や施設のバリアフリーを充実させるためには、どのような障害を持った人の機会が保障されていないのか詳細に実態把握をすべきではないか。
- P.32 の障害者スポーツの具体的施策ウの「非実施者層への対応」に、魅力の発信や機会創出に加えて、阻害要因の実態把握やその払拭も重要ではないか。
- 障害者スポーツの実施環境の整備にあたっては、各地の障害者スポーツ協会の役割が重要であり、追記すべき。
- P.32 の具体的施策オにおいて「誤解の解消」という表現があるが、例えば実際に床が傷つくリスクがありうるという事実はあるため、そのリスクを含めて、多様な利用者を想定した施設利用を促進するような記載に修正すべきではないか。
- 高齢者についての記載が少ないのではないか。
- P.33 の具体的施策エに関わり、大学スポーツの地域リーグ組織の創設を促し、地方創

生を推進する方策を講じることを提案する。また、トップアスリート要請は拠点校制度を作り、国主導で進めていくべきではないか。

- 大学の一般学生のスポーツ離れについても対応を検討すべき。また、大学教育において大学生年代の体力認識を正しく位置づけるべきではないか。
- 大学スポーツ振興には、大学生の意志表明・意思決定への参画を図るべきではないか。
- P.33 の大学スポーツの今後の施策目標である「UNIVAS の認知度・大学スポーツへの関心の向上」の対象や、どの程度向上させるかの目標を示すべきではないか。
- 大学スポーツ振興にあたっては、UNIVAS だけでなく、その他の大学スポーツ関係の団体との関わり等についても記載すべきではないか。
- 施策の検討には「地方公共団体やスポーツ団体」だけでなく、民間団体との連携・協力も視野に入れるべきではないか。
- 人々の幸福や健康、地域活性化につながるスポーツについてのエビデンスの確保、また数値目標の設定が必要ではないか。

◆第5章（2）スポーツ界におけるDXの推進

- P.34①の施策目標である「先進デジタル技術やデータの活用を促進する」等については、数値目標の設定等が必要ではないか。
- P.34 の具体的施策エについては「検討を進める」では遅く、5年後の到達点を示すべきではないか。
- 「DX」の定義を明確にすべきではないか。
- 第5章（2）については、（6）のスポーツの成長産業化に資するものであるため、（6）の中で掲げるべきではないか。

◆第5章（3）国際競技力の向上

- 中長期計画については強化戦略だけでなく、普及・マーケティング戦略についても具体的に明記すべき。
- 政策目標として「過去最高水準のメダル獲得の実現」は相対的なものであるため反対。
- アスリート育成パスウェイについては、育成される側の子供や青少年の意見・意思を反映すべき。
- ライフステージや競技レベル別の指導者の必要性についても言及すべき。
- アスリートが優れた成績をあげることやそのために努力する姿が、国民のスポーツへの関心を高めることにどのようにつながるのかの実態把握が必要
- P.36 の現状の2つ目の・について、オリ・パラのNFの連携について、それぞれの競技特性により進捗の限界があるなかで、競技ごとの連携の理想像の提示がないままに「十分にできているとはいえない」と表現するのは適切ではないのではないかと。より伝わりやすい文章に修正すべき。

- P.39 の③の具体的施策ウにおいては、「メンタルトレーニング」は本来パフォーマンス発揮・向上のために行われるものであるため、心理支援の資格を持つ専門官の心理療法・カウンセリングも必要となるのではないかと。

◆第5章（4）スポーツの国際交流・国際貢献

- 「国際貢献」は目的であり活動とは異なるため、「国際貢献」に取り組むという表現は違和感がある。
- 「国際協力・交流」という表現に修正すべき。
- 大学スポーツに関わる学生や指導者等を、国際機関等に派遣して、人脈を築かせるような取組も望ましい。
- 国際交流については、試合形式の交流以外に、草の根的な、市民レベルの国際交流活動も視点に置くべき。
- 我が国の国際的な存在感の発揮等に当たっては、実態把握をすることが必要。
- 国際交流先としては、日中韓や ASEAN に加えて、その他の交流先の開拓も必要ではないかと。
- 国際スポーツ界は役員ポストに加え、事務局レベルでの連携・協力も必要。また、法律家の育成も必要。
- 相互理解や人材交流にとどまらず、各国のスポーツ政策の詳細や取組結果の情報交換をし、比較分析をしたうえで国内に活用していくことが望ましい。
- P.42 の④については、規模の小さい NF にとって国際競技大会を招致するための経済力が乏しいため、支援が必要。
- 国際大会の開催に当たっては、開催地・NF 等と連携して、スポーツ界における気候変動の推進等も踏まえるべき。
- 国際競技大会の誘致・開催は経済波及効果も高く、国は総合的に支援を行う体制を構築すべき。
- オリ・パラ教育については、そのノウハウを引き続き継承・展開されていくことが不可欠であり、そのための支援が必要。

◆第5章（5）スポーツによる健康増進

- 地域レベルのスポーツによる健康増進の促進やスポーツ環境の箇所では、医師・保健師等との連携をすることに記載がとどまっているため、理学療法士、介護職、リハビリテーション専門職等を連携の対象に加えてほしい。
- P.44 の①の現状の「健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ない」という部分に対応する具体的施策が少なく感じる。運動への興味が増えるような機会を増やすことが重要。
- 研究の充実・促進とあるが、その結果が興味のある人にしか届かないことがないよう、

授業等で全ての人が触れるような機会をつくるなど、対応の検討が必要。

- 具体的に、スポーツと健康の関係等の情報をどのように伝えるかを明確にしてほしい。
また、自治体の関係部局等の関係機関の連携状況の実態把握もしてほしい。
- 地方公共団体においても、科学的知見を施策につなげられるようにする人材の確保が必要。
- 住民や従業員の健康増進のための具体的な施策に取り組む自治体・企業の現状の実態把握と、どの程度増加させるのかの具体的な数値目標が必要ではないか。
- 従業員のスポーツの実施に取り組むことで、**well-being** を高めることができ、企業経営に良い影響があるということも示すべき。
- 高齢者が運動をすることでスポーツ事故が増えるのではないか。そのための対応施策も必要ではないか。
- 高齢者は、地方公共団体が運動機会を提供していることを知らない人も多く、自ら調べて行こうとする人も少ないと思われるため、アプローチを提供者側からしていくことが必要ではないか。
- 家族を通じたスポーツによる健康増進の拡大についても考慮の余地があるのではないか。
- スポーツによる健康増進についても、ライセンス制度等によるしっかりとした指導者の確立をすべき。
- 20代の運動習慣を確立するためには、身近な道具等を活用して「手軽で運動」というキーワードをもとに、きっかけをつくっていくことが必要ではないか。
- スポーツに興味がない人に対する施策も大事である。
- 具体的な施策についてマイナンバーカードの活用等も検討すべきではないか。

◆第5章（6）スポーツの成長産業化

- 政策目標として掲げるスポーツ市場規模について、コロナにより経済活動が低下したなかで、どのように達成していくかが今後の課題。
- 収益のスポーツ環境への還元やスポーツ参画人口への影響、スポーツ団体のオープンイノベーションの実態等について実態を把握すべき。
- メガスポーツイベントを推進するにあたって、スタジアムの運営・経営の方針を示してほしい。
- スポーツ・ホスピタリティ・ビジネス、NFT・ベッティング等の導入の検討、他分野との融合による付加価値創出等の具体的な施策について検討すべきではないか。
- スポーツ団体等が必要な資金を自ら「稼ぐ」という視点を示すことが必要ではないか。
- スポーツ庁は、厚生労働者や経済産業省と連携して、スポーツの産業化を促進してほしい。
- コロナ禍で厳しい経営が続く民間スポーツ事業者の新たな事業展開の検討のための支

援を行うべきではないか。

- 既存の民間スポーツ施設の活用が進むような施策を講じるよう示すべきではないか。

◆第5章（7）スポーツによる地方創生、まちづくり

- 政策目標として掲げるような事項については、まず現状の実態を把握することが必要ではないか。
- 具体的な施策が政策目標にどのように直接的に貢献をするのかが読み取りがたい。また、「スポーツによる「地方創生」の加速化」の具体的な施策の後段が、考え方の整理に留まる内容で、具体策における主体者が曖昧ではないか。
- 現状の2つ目の・に、「経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である」とあるが、体育系の学部を有している大学は少ないことから、人材育成・確保は難しい課題になるのではないか。
- スポーツ健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合の数値目標は達成が困難ではないか。
- P.50 の具体的な施策オについて、零細な組織が多いとされる地域スポーツコミッションに求める役割としては過大ではないか。また、「地域向け住民サービスの充実」などについては、既存のスポーツ団体との役割分担も必要となるため、地域スポーツコミッションが自ら行うよりも、既存の団体との連携を促すべきではないか。
- 地域活性化にあたってスポーツ・レクリエーション活動がいかに貢献・寄与できるかを示すべき。
- 施策目標に、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツを通じた多様な交流ができる機会を充実させる旨を記載すべき。
- 施策を進めるにあたって行政側の連携だけでなく、地域の保育所・幼稚園、学校、スポーツ（体育）協会、総合型クラブなどのスポーツクラブ、プロスポーツチームとの連携・協力が特に重要であり、多様な主体についての記述を示すべきではないか。
- P.49 において単に「ゴミ拾い活動」をスポーツとして取り組むことは解釈が広すぎるため、「スポーツとして行われる」といった文言が必要ではないか。単にゴミ拾いをしているから自分はスポーツをしなくてよい、と逆のメッセージとして捉えられる可能性があるのではないか。
- P.50 の「革新的ライフスタイル」の「革新的」は大ききなので「新たな」でよいのではないか。また、注釈を読まないの意味が分かりにくいので、本文に具体的な内容を記載すべきではないか。
- P.50 の上から一つ目の・にある「地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想」が分かりにくいので例示があると望ましい。

◆第5章（8）スポーツを通じた共生社会の実現

- P.51 からの「障害者スポーツ」については、「する」の比重が高く、「みる」「ささえる」の取組の支援についての記載が少ない印象がある。また、実態も把握されていない。
- 「障害者スポーツ」という文言の使用について整理が必要（競技種目のことなのか、障害者がスポーツを実施することなのか）
- P.52 の施策目標における「理解啓発」だけでは意識変化は難しいのではないかと。体験会・研修会等の参加も目標とすべきではないか。
- P.53 の具体的施策ウにおいて、「ニュースポーツ」の展開についても取り入れてほしい。
- P.53 の具体的施策ウの「一般と障害者の連携を推進」という記述は何を意味するか分かりづらい。
- 障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるようにするためには、競技自体の魅力・楽しさを高めることが重要。
- P.53②については、女性理事のノルマを設定する前に女性理事を必要とする真の目的を把握しないと、形骸化してしまう。また、現状どうして目標に達成しないのかの分析をしてほしい。
- 女性役員候補者の育成支援等を具体的にどのように実施していくのかを示してほしい。
- 女性のスポーツ実施率の数値目標を設定すべきではないか。
- 学校体育や地域スポーツの中でジェンダー平等に関する視点を取り入れた施策を再検討することが必要。
- 「共生社会の実現」にあたって、子供や青少年が意見の表明や意思決定への参加等を通じて実施していくことについて追記すべき。

◆第5章（9）担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

- スポーツの成長産業化を図るうえでも、担い手となる団体のガバナンス改革・経営力強化、スポーツ・インテグリティの確保は非常に重要な課題。ガバナンス・コードの実効性確保、企業との連携強化、競技団体間の横連携強化を図っていく必要がある。
- 小規模な団体は規模の大きい団体に比べて、自主的・自律的なガバナンス確保に苦勞を感じており、どの団体でも適用できるような具体的施策を示してほしい。
- スポーツ団体の経営の透明性や収益の状況、団体間の連携の状況や人材の雇用状況についてまず実態を把握すべき。
- ガバナンス改革の実効のために寄与・貢献してきた現在記載されている団体以外の関係団体について明示的に記載をしてほしい。

◆第5章（10）スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

- 各目標・施策に掲げられている事項について実態の把握が必要ではないか。地域のスポーツ環境が充実したのかを適切に評価するために、（10）の各目標・施策については数値目標をより示すべきではないか（施設の活用率、指導者数等）。

- P.56 の具体的施策アの施設の実態把握の頻度をもう少し多くすべきではないか。
- (「量」的充実)の中に、スポーツ施設の計画的な整備拡充を盛り込むべきではないか。
- 施設整備と運営に民間活力を活用した事業方式は、その地域の住民やスポーツクラブの要望に臨機応変に応えることができないため、最終的には自治体運営方式に戻すべき。
- P.57 の②の現状の「地域連携組織」の例示として他の関係団体も記載すべきではないか。
- 総合型地域スポーツクラブの量的拡大についても追記すべきではないか。
- P.58 の具体的施策エで記載されている登録認定された総合型地域スポーツクラブへの支援策を示してほしい。
- P.58 の「地域スポーツクラブ(仮称)」と既存の総合型クラブ・スポーツ少年団との関係性が分かりにくい。
- 地域のスポーツ環境の構築にあたっては、地域スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス体制の整備を図るべきではないか。
- P.60 のスポーツ指導者の育成にあたっては、昨今のハラスメントや不適切指導等の事例をみると、専門知識・技術の向上だけでなく、人間性の教育も必要になるのではないか。また、安全にスポーツを実施するための知識等も必用になるのではないか。
- P.60 の具体的施策エの相談窓口については、以前から設置されているにも関わらず暴力等の事案は継続しており、その他の有効な施策が必要ではないか。
- 女性のスポーツ指導者が活躍しやすい環境整備等への支援についても記載すべきではないか。
- P.61 の施策目標の「専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場の拡充」についてはどのように評価するのか。
- メガスポーツイベントの運営に専門性を持つ人材プールの設置等について検討すべきではないか。
- 「スポーツボランティア」については、広義には地域のスポーツ現場の指導者や審判、クラブ・団体の運営スタッフも含まれ、用語の整理が必要ではないか。
- スポーツの普及に関わる人材の育成について検討すべきではないか。
- スポーツ推進委員は市区町村が委嘱する公務員であり、当該市区町村の規則に定められた職務を遂行するため、多くの規則で「連絡調整」が書き込まれていない以上、P.62 で記載されているような「連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出す」という課題解決策をどのように進めていくのか。
- スポーツに関わる人材にあたっては、スポーツ団体における法律家ないしスポーツ法に関する知見を持つ人材の確保や資質向上等が必要であることについても示すべきではないか。また、政策立案人材やデジタル人材の育成の必要性についても記載すべきではないか。

◆第5章（11）スポーツを実施する者の安全・安心の確保

- スポーツ指導における暴力・虐待等の背景にはメンタルヘルスの課題が存在しており、メンタルヘルスリテラシー向上のための教育研修の実施や専門家によるメンタルケアの導入という具体的施策を盛り込めないか。
- スポーツ指導における暴力の根絶として、セクシャル・ハラスメントや性暴力の根絶の意思も明確にすべきではないか。
- より多くのスポーツの指導者に資格を付与した方がよいのではないか。
- P.63③のスポーツ事故・スポーツ障害では例示として熱中症があげられているが、目と歯の事故も多いため、防具の普及啓発も含めて啓発すべきではないか。
- P.63③については実態把握や具体的な数値目標の設定が必要ではないか。

◆第5章（12）スポーツ・インテグリティの確保

- スポーツ・インテグリティについての現状のより一層の実態把握を実施すべきではないか。
- P.64①のガバナンス改革・コンプライアンス徹底に対する具体的施策については、単独で対応することに限界がある小規模団体への対応等にも留意をしてほしい。組織における弱点動詞を補完し組織同士を束ねる組織の設置等もありうるのではないか。
- コンプライアンス違反や体罰の背景にはメンタルヘルス上の課題が存在することが多くの研究で指摘されており、具体的施策や施策目標において、メンタルヘルスに関する教育や支援策等についても含まれることが望ましい。
- P.65 の②紛争解決制度の整備については、これまでの取組等も踏まえて、記載を全体的に充実させるべき。
- P.65 の③ドーピング防止活動の推進における「検査体制等の整備」については、アスリートやスポーツを愛する国民を守るうえでも有益。
- 日本は国際大会の経験値等を生かし、リーダーシップをとって国際的なアンチ・ドーピング活動の基盤整備を支援することが重要。諸外国での実践の広がりや、日本から参加するアスリートを守ることにもなる。
- アンチ・ドーピング領域の国際的な政策決定に関わる人材を育成することも検討すべきではないか。
- P.67 のcについて、広く若年層を含めた年代別の一般の方へのスポーツ価値教育も重要。また、医療従事者に向けた教育・研修を実施すべき。
- ドーピング防止活動については、スポーツ振興投票の健全性の確保の観点から、対象となる競技における対応も必要になるのではないか。また、プロスポーツにおけるドーピング対策の適切な執行体制が必要ではないか。

◆第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- EBPM の推進のためには、その基礎として豊富な実態調査を図り、実態をまず把握することが必要。
- 政策課題を明確化させたうえで行政手段を考えていくことは、問題ではなく解決にフォーカスしていて先進的ではないか。
- EBPM の考え方は地方公共団体やスポーツ団体においても取組を進めるうえで必要ではないか。
- スポーツ政策全般の評価指標を明確にし、ポジティブ・ネガティブ両面からの評価結果を公表すべきではないか。
- 活用するデータは量的なものだけでなく質的なものも活用すべきではないか。また、分析と結果の考察にあたっては学术界の協力を得ることが重要ではないか。
- P.71 についてはどのような財源がどのような施策との結びつくことを目指しているのかを明確にすべきではないか。
- P.72 において、スポーツの主役は国民であり、自治体・団体事業者はその「支援者」であるため、「主役」という表現は修正すべきでは。
- P.73 の地方公共団体に期待される役割については、地方公共団体における専門的人材の採用・育成と予算・人員配置が積極的に行わなければ困難。

◆その他・全体を通したご意見

- 第5章の12個全ての項目に政策目標を置くべきではないか。
- 5年おきにスポーツ基本計画を策定するのは間隔が長すぎるのではないか。
- 中間報告では、全体的に具体的な部分をしっかりと記述されているのが良い。
- 計画の文章が長く、より読み手に分かりやすい表現にすべきではないか。
- 計画は詳しく書かれている方がよいと思うが、国民への発信については端的なものを実施すべきではないか。
- 中間報告に盛り込まれた施策はいずれも重要ではあるが、実効性を高めるためには、各施策の優先順位付け、具体的目標とその実現のための手段、工程、財源について明確にしていくべきではないか。
- 全体的に項目ごとの優先度や時間経過的な視点での項目の位置づけを、ライフステージで分類して明らかにして、それらの進捗を項目ごとに評価することが必要。
- これまでの計画では、全体のゴールとその実現のための KPI、その達成に向けた施策の関連性が弱く、PDCA がまわっていないことが課題。
- 各目標・施策に関わる現状の実態を把握することを全体的に打ち出すべきではないか。
- 現在の案では、これから10年度のスポーツのあるべき姿を示しながら課題を抽出するという方向での検討が弱いのではないか。
- 中間報告に記載されているスポーツの価値については、より多くの国民の理解・共感を得られるように、あらゆる機会を通じて発信していくことが重要。

- スポーツを教養として捉える観点が欠けているのではないか。
- 性別や障害の有無の視点はもとより、異文化・多文化、性的指向・性自認、経済的格差、国籍等も踏まえた記載を意識すべき。
- 「eスポーツ」の捉え方を記載すべき。
- スポーツ振興についてはスポーツ庁がもっと主導性を発揮すべきではないか。
- スポーツ推進に関わる施策は、スポーツ庁の範囲を超えて他省庁にわたることから、基本計画ではそれらを体系的に触れる一方で、項目をまとめることでスリム化し、地方自治体や民間スポーツ組織が各々の実態に即した計画を立案できる内容が必要ではないか。
- 記載されている具体的施策等について SDG s の項目との対応等を整理して示すべきではないか。
- 英語の略称やカタカナ表記が多いため用語集のようなものを添付したり、より分かりやすい文言で示すなど、普及策を検討すべきではないか。
- 元号表記に西暦の表記も併記してもらいたい。